令和８年度　読書学習司書採用選考（公募）案内

１　応募受付期間

令和８年 10 月 29 日（木）　～　令和８年 11 月 13 日（金） ※詳細は「７　申込み方法」に記載しています。

２　採用予定人数及び職務内容

採用予定人数	職務内容
19 人程度	（１）学校図書館の管理・運営に関すること （２）読書活動の推進に関すること （３）学習活動の支援に関すること （４）その他、上記に掲げる職務に準ずると所属学校長が認めた事項に関すること

３　勤務条件等

職の位置づけ	地方公務員法第 22 条の２第１項第１号に定める会計年度任用職員の職となります。
任用期間	令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで ※当職に在職する者を対象とした次の年度（任用期間）の職の採用選考に、４回を限度に申し込むことができますが再度の任用を保証するものではありません。
勤務場所	大田区立小・中学校（配置先は３月上旬頃決定予定） ※変更の範囲：大田区立小・中学校 ※敷地内は禁煙です。
勤務時間等	・１日６時間・週４日（週２４時間） ・勤務時間は所定の勤務パターンの中から学校ごとに決定します。 ・休憩時間は 60 分 ・公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には超過勤務もあります。
休日	・原則、土曜日・日曜日に加えて月曜日から金曜日までの間で固定された曜日が週休日となります（週３日）。 ※学校行事により出勤する場合あり ・上記の週休日に加え、以下が休日となります。 ①　国民の祝日に関する法律に規定する休日 ②　年末年始の休日（12 月 29 日から１月３日までの間。ただし①を除く。） ③　国の行事が行われる日で規則で定める日
休暇	年次有給休暇や夏季休暇、慶弔休暇等の特別休暇が付与されます。 ※各休暇等の付与については、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第 41 号）及び職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成４年規則第 38 号）によります。

報酬額	月額　175,846 円 ※令和９年３月 31 日時点で当該職としての任用期間が引き続き１年以上ある方は、178,596 円
諸手当（相当額）	期末手当、勤勉手当、通勤手当相当額、超過勤務手当相当額
社会保険	公立学校共済組合（短期給付（健康保険））、厚生年金保険及び雇用保険に加入となります。
公務災害	区の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。
服　務	・地方公務員法の分限・懲戒及び服務に関する規定の適用となります。 ・営利企業への従事等の制限の対象からは除外されており、兼業することができます。

注）記載されている報酬額等については、令和９年度の予算編成に関する議決を経て確定するものであること、また、特別区人事委員会勧告等の状況により報酬額を含む勤務条件等に変更が生じる可能性があることにご留意ください。

４　受験資格

以下のすべてに該当する方

（１）司書資格または司書教諭免許を有する方

（２）地方公務員法第 16 条に規定に基づく、以下の欠格事由に該当しない方

【参考】　地方公務員法第１６条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

※　日本国籍を有しない方も受験できます。なお、受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第２（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

５　選考方法等

（１）選考方法

採用選考は、以下のとおり筆記（作文）及び面接により行い、その結果を総合的に判定し、合否を決定します。

筆記（作文）	【課題】 「魅力的な学校図書館づくりのために、読書学習司書として取り組みたいこと。」 ※所定の様式にて 800 字以内 ※申込書、申告書と一緒に提出
面接	【面接日】令和８年 12 月上旬から下旬までの間の指定された日 【場所】大田区教育委員会事務局（予定） ※面接日時等は面接実施通知書を申込書に記載の住所に郵送し、お知らせします。

（２）判定基準

筆記（作文）及び面接における判定の基準については、以下のとおりになります。

【筆記（作文）】

問題意識	職務に当たる視点で状況認識ができているか。 問題意識に幅広さや深さが感じられるか。 志望理由から学校図書館における読書学習司書の業務への熱意が感じられるか。
論理性	記述内容に説得力があるか。論理に幅広さや深さが感じられるか。
独自性・表現力	自分の言葉で記述しているか。作文の表現が豊かか。
専門知識	読書環境の向上、並びに読書相談、図書の選書、リファレンスなどを通した学習指導の各業務の観点があるか。
職務への理解	職務を進めるうえで、読書学習司書としての立場や役割を理解できているか。

【面接】

知識及び技能	職務上必要な専門知識及び技能の保有度はどうか。 読書環境の向上に向けた知識・能力があるか。 学習支援に対して必要な知識・能力があるか。
対応力 （理解力）	臨機応変な対応ができるか。 質問の趣旨を理解しているか。 わかりやすく簡潔に答えているか。
積極性	学校図書館における職務の目標と責任を理解しているか。 業務改善に取り組む意欲と姿勢がうかがわれるか。 粘り強く目標達成に向けた行動をとることができるか。
協調性 （適応性）	学校図書館において司書教諭との関係を留意し、協調して業務にあたれるか。 相手の意見を尊重しながら、自分の考えを適切に伝えることができるか。 傾聴の姿勢は適切か。
勤勉性	真面目にかつ熱心に職務に当たることができるかどうか。 自己啓発に努め、新たな知識を習得し職務に活かしていく意欲があるか。

６　合格者の発表方法

令和８年１２月下旬から令和９年１月頃、郵送にて通知します。

７　申込み方法

（１）提出書類

申込書	・申込書は、区ホームページからダウンロードできます。また、大田区教育委員会指導課学校支援担当でも配布します。 ・記入にあたっては、申込書裏面「記入上の注意」をよくお読みください。 ・申込書には、必要事項を記入し、写真を貼ってください。 （写真の裏に必ず記名をしてください。）
作文	・様式については、申込書と同様の方法により配布を行います。 ・課題は「**魅力的な学校図書館づくりのために、読書学習司書として取り組みたいこと。**」とし、**800 字以内**で記入してください。
資格確認書類	・上記「４受験資格（１）」を証する書類の写し
申告書	・申告書は、区ホームページからダウンロードできます。また、大田区教育委員会指導課学校支援担当でも配布します。 ・詳細に関しては９その他（４）に記載がございますので、併せてご確認ください。

（２）提出方法

	郵送	持参
提出方法	封筒の表面に**「読書学習受験申込」と朱書し、簡易書留により郵送**してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。	下記申込先の窓口にてお申し込みください。
申込期間	**令和８年 10 月 29 日（木）から令和８年 11 月 13 日（金）まで**	
	期間内の消印有効	受付は午前８時３０分から午後５時15 分まで、土・日・祝日を除く。
申 込 先	〒144-8623　大田区蒲田 5-37-1　ニッセイアロマスクエア５階 大田区教育委員会　指導課学校支援担当	

※なお、提出書類は返却いたしません。予めご了承ください。

（３）面接実施通知書の送付

申込書類受付後、提出された返信用封筒にて面接選考の案内を郵送します。

令和８年１１月下旬頃郵送にて通知します。

８　個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律

施行条例による適正管理を行っています。大田区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を採用選考及び採用事務にのみ使用し、厳重に管理するとともに、特別区人事委員会等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には適切な方法で廃棄しています。

９　その他

（１）合格発表後、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。

（２）採用はすべて条件付のものとし、採用後１か月間（採用後１か月間の勤務日数が 15 日に満たない場合には、その日数が 15 日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

（３）大田区では、求職者等へのセクシャルハラスメント防止に関するルールを定めています。求職活動等の過程で不安や被害を感じた場合の相談窓口を設け、相談者等のプライバシーを保護するための措置を講じています。詳細は以下リンク先（当区 HP）をご覧ください。
〈https://www.city.ota.tokyo.jp/s_boshu/saiyouannai2021.html〉

（４）（令和８年 12 月 25 日までに施行予定の）学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があります。

このため、選考申込書及び採用に至る過程において、特定性犯罪の前科の有無を申告していただきます。また採用内定以降、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を行います。

特定性犯罪の前科について虚偽の申告をした場合は、内定の取消事由に該当します。また、採用後に虚偽の申告が判明した場合においても採用を取消します。なお、これらの過程において、特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合は、採用しない、または採用取消しとなることがあります。

≪申込・問合先≫
〒144-8623　大田区蒲田 5-37-1　ニッセイアロマスクエア５階
大田区教育委員会　指導課学校支援担当
電話　０３－５７４４－１４２４　FAX　０３－５７４４－１６６５

・JR 京浜東北線、東急多摩川線、池上線「蒲田駅」東口から徒歩約３分
・京浜急行線「京急蒲田駅」西口から徒歩約８分

※大田区役所内ではありませんので、ご注意ください。
※自転車で来庁の方は、区役所本庁舎地下駐輪場をご利用ください。

令和8年度　読書学習司書採用選考申込書兼履歴書

年　　月　　日現在

ふりがな		男・女	生年月日	昭和・平成 年　　月　　日生 （満　　歳） 令和9年3月31日現在
氏　名				
ふりがな		最寄り駅	線	
現住所	〒		駅	

写真貼付位置

1 縦36～40㎜
横24～30㎜
2 本人単身胸から上
3 裏面に氏名記入
4 裏面にのりづけ

電話番号 自宅	携帯	日中の連絡先

在学期間	学　　歴　（学校名・学部学科名）
年　月～　　年　月	卒業・卒業見込・中途退学
年　月～　　年　月	卒業・卒業見込・中途退学

在職期間	職　　歴	種別
年　月～　　年　月	(最新)	正規・非常勤・アルバイト
年　月～　　年　月		正規・非常勤・アルバイト
年　月～　　年　月		正規・非常勤・アルバイト
年　月～　　年　月		正規・非常勤・アルバイト
年　月～　　年　月		正規・非常勤・アルバイト

※　職歴欄に書ききれない場合は、別紙に記入してください。

免許・資格等	年　　月		年　　月	
	年　　月		年　　月	

自由記入欄（趣味・特技・自己ＰＲ等）※区立小中学校に親族が在籍している方は、ご記入ください。

上記のとおり、読書学習司書採用選考に申し込みます。

私は、募集案内に記載する、地方公務員法で選考を受けることができないとされる者に該当しません。

私は、裏面記載のこども性暴力防止法に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。

また、この申込書のすべての記載事項は事実と相違ありません。

令和　　年　　月　　日　　申込者氏名（自署）

該当するものに〇及び記入をしてください。

◆希望の校種　　小学校 ・ 中学校 ・ どちらでも

◆希望する地域　　大森 ・ 調布 ・ 蒲田　地区　その他（　　）

◆令和９年４月１日～令和10年３月31日に兼業の予定はありますか

ない・ある→（勤務先　　）

雇用年月日　　から　（1日　　時間　：　週　　日）

◆この募集以外の会計年度任用職員等募集時に、あなたの情報を提供してもいいですか

①　かまわない　　②　差し支えがある

※裏面の「記入上の注意」をよく読んでから記入してください。

記入上の注意

１　黒色のペンまたはボールペンで記入してください。**消せるボールペンは使用しないでください。**
２　生年月日欄は令和９年３月31日現在の年齢を記入してください。
３　受験票等は現住所へ送付します。現住所以外への送付を希望する場合は別途お知らせください。
４　連絡先は確実に連絡が取れる電話番号を記入してください。
５　資格欄には持っている資格・免許があれば記入してください。
６　職歴欄は新しいものから順に記入してください。書ききれない場合は新しいものを３つ記入してください。

参考

地方公務員法第１６条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
二　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
三　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
（注）平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

（参照条文）
学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）（抄）
（定義）
第二条（略）
７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。
一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
三　児童福祉法第六十条第一項の罪
四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為
ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為
８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの
附　則
（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）
第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。
一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪
２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。
（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）
第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第440号）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

令和８年度　読書学習司書　選考作文用紙

（課題）魅力的な学校図書館づくりのために、読書学習司書として取り組みたいこと

（800 字以内）

氏名

20 × 20

令和８年度　読書学習司書　選考作文用紙

（課題）魅力的な学校図書館づくりのために、読書学習司書として取り組みたいこと

（800 字以内）

氏名

20 × 20

特定性犯罪歴等に関する申告書

大田区教育委員会　殿

私は、貴委員会への任用に際し、裏面記載の令和８年 12 月 25 日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第８項に規定する特定性犯罪事実該当者ではないことを申告いたします。

また、以下のいずれかに該当する場合には、貴委員会への任用が取り消されても異議のないことを承諾いたします。

記

１．学歴、職歴、資格、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称があるとき。

２．犯罪その他社会的に不相当な行為を行い職員として不適格と大田区教育委員会が判断したとき。

３．その他前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき。

以上

令和　　年　　月　　日

住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

※自署の場合は、押印不要

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
（令和６年法律第 69 号）（抄）
（定義）
第二条　（略）
７ この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。
一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
三 児童福祉法第六十条第一項の罪
四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為
８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの
附　則
（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）
第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。
一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪
２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。
（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）
第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。